

みんなのかんきょう 71



第3日曜日は エコチャレふくい

誰でも手軽にできるエコなチャレンジ!!



CONTENTS

特集 エコチャレふくい	2~4
環境ふくい未来創造事業	5
ふくいまるごと環境学び舎	6
50の自然体験マップ	6
ものを大切に作る社会づくり事業	7
環境マネジメント推進事業	8
SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク	9
「おいしいふくい食べきり運動」の新たな展開	10
3Rの促進	11
「コウノトリ」の繁殖・放鳥事業	12
福井県年縞博物館がオープン	13

里山里海湖研究所の活動	14
スポーツGOMI拾い大会	15
ふくいふるさとの音風景	15
環境ふくい推進協議会会長表彰 受賞者一覧	16
私たちの活動紹介	17
主な環境関連法令の改正情報	18~19
協議会からのお知らせ	20
読者の窓	20

特集



エコチャレふくい

県では、県民に省エネに関する意識を高めてもらい、地球温暖化対策となる行動への自発的な取り組みへつなげるため、企業・団体の皆様の協力を得て、「地球温暖化ストップ県民運動・LOVE・アース・ふくい」を平成18年度から実施しています。

今年度は、規模を拡大してこの取組を行おうというところで、県と共催で統一行動「エコチャレ」や「ウォームシェア」、「省エネ家電買換キャンペーン」、「エコレシピコンテスト」を実施しました。

地球温暖化ストップ県民運動

LOVE・アース・ふくいとは

県民、企業・団体がそれぞれの日常生活や事業活動において、身近な省エネ活動などの取組みを実行することが重要であるため、日常生活(Life)、

LOVE・アース・ふくい

Life	日常生活
Office	事業活動
Vehicle	自動車利用
Education	環境教育

の分野において、温室効果ガス削減に向けた活動の輪を広げる県民運動として「LOVE・アース・ふくい」を展開しています。



事業活動(Office)、自動車利用(Vehicle)、環境教育(Education)の分野

において、地球温暖化防止活動の輪を広げようという県民運動です。平成18年6月より、福井県地球温暖化防止活動推進センターとともに、地球温暖化ストップ県民運動「LOVE・アース・ふくい」を県民、消費者、教育、商工、運輸、エネルギー、林業関係の各団体等の協力をいただきながら推進しています。

エコチャレとは

エコチャレとは、温室効果ガス削減のため、県民一丸となって取り組む省エネ活動です。ふくいエコ生活推進会議で季節ごとの省エネテーマおよび活動内容を設定し、毎月第3日曜日(エコチャレの日)に実施するよう呼びかけました。

エコチャレふくい 夏(8月~9月)

テーマ..ちよつとの工夫で涼しさをプラス

省エネ行動(エコチャレ)の例..

- ・1か所の涼しい場所に集まってクールシェア
- ・グリーンカーテン
- ・やすだれ等で涼しい工夫
- ・フィルター清掃でエアコンの効き目アップ



氷柱でクールシェア

エコチャレふくい 秋(10月~11月)

テーマ..行楽の秋、スマートムーブで

移動もエコに!

省エネ行動(エコチャレ)の例..

- ・エコカーやエコドライブで車の利用を工夫
- ・公共交通機関を利用しよう
- ・自転車や徒歩を見直そう



スマートムーブ宣言



チラシ(夏)



チラシ(秋)

エコチャレふくい 冬(12月～3月)

テーマ…衣食住の工夫であたたく！

省エネ実践

省エネ行動(エコチャレ)の例…

- ・機能的素材のあつたか
- ・ファッションを楽しむ
- ・あつたかレシピで心も
- ・体もあたたまろう
- ・ウォームシェアスポット
- ・トに出かけよう



ウォームシェア



チラシ(冬)

エコチャレふくいを盛り上げるための事業

「エコチャレふくい」を盛り上げるため、「我が家のエコレシピコンテスト」、「ウォームシェアふくい」、「ふくい省エネ家電買替キャンペーン」を実施しました。

我が家のエコレシピコンテスト

身近な食生活から始める省エネ活動を推進するため、学校法人天谷学園 直営レストラン「サニーサイド」と協同で、夏季と冬季に県民からエコレシピを募集しました。

〈夏〉涼を感じる我が家のエコレシピコンテスト

評価のポイントに「見て涼しく感じられること」、「火や電気コンロ、電子レンジ等を上手に使った調理法であること」などを設け、平成30年8月29日(水)から9月10日(月)まで、夏季のエコレシピを募集したところ、58件の応募があり、優秀作品を5点選出しました。優秀作品については、「エコチャレふくい」の特設サイトに公開しています。



優秀作品(一部)

〈冬〉温かみを感じる我が家のエコレシピコンテスト

同様に平成31年1月5日(土)日から2月4日(月)までエコレシピを募集したところ、46件の応募があり、優秀作品を5点選出しました。



優秀作品(一部)

ウォームシェアふくい

福井県全体でウォームシェアの取組を行うというところで、環境ふくい推進協議会と福井県が共催で「ウォームシェアふくい」と題し、県内の図書館や飲食店などみんなで暖かく快適に過ごせる場所をウォームシェアスポットとして登録し、これらの利用を促すイベントを実施しました。

県内のウォームシェアスポット

今年度は、民間施設90か所、公共施設98か所、合計188か所を登録させていただきました。具体的には、図書館や美術館、映画館、ショッピングセンターなどとなります。



ウォームシェアスポット一覧

ウォームシェアふくいスタンプラリー

今年度は、豪華賞品が抽選であたるスタンプラリーも併せて実施しました。

ウォームシェアふくいスタンプラリーとは、ウォームシェア取組み期間中に、スタンプラリーを実施しているウォームシェアスポットで、所定のスタンプカードにスタンプを3つ集めて応募すると、応募いただいた方の中から、抽選で素敵なプレゼントを贈りするというものです。今年度は企業・団体様より「映画鑑賞券」、「商品券」、「日用品」等、総勢396名分のプレゼントをご提供いただきました。

なお今年度のウォームシェアふくいスタンプラリーへの総応募数は3,196件でした。



ウォームシェアふくいチラシ

ふくい省エネ家電 買替キャンペーンについて

CO₂排出削減に効果のある4つ星以上の省エネ家電等を県民が選択するよう促すため、対象店舗で省エネ家電を購入した者に対し、抽選でエコに関する景品等を贈呈するふくい省エネ家電買替キャンペーンを実施しました。

キャンペーンの対象店舗と 対象家電について

今年度は、民間施設10か所（県内100万ボルト、ケーズデンキ）、福井県電器商業組合加盟店舗232か所合計242か所を対象店舗として登録させていただきました。対象家電は、統一省エネラベル4つ星以上のエアコン、液晶テレビ、電気冷蔵庫、

対象店舗

またはLED照明器具としました。今年度のキャンペーンへの総応募総数は117件でした。



対象家電

これからの エコチャレふくいが目指すもの

現在、地球環境の変化は年々加速し、特に温暖化による気候変動は危機的状態と報告されています。これまで以上に温暖化対策に対する意識向上が求められており、「エコチャレふくい」のような、多くの県民が温暖化対策について学び、考える取組みの重要性は増しているといえます。

このため、当協議会ではこの「エコチャレふくい」について今後も継続して実施していくとともに、温暖化対策をしっかりと伝えることのできる事業としていきたいと考えています。

環境ふくい推進協議会 事業紹介

環境ふくい未来創造事業

この事業は、当協議会にいただいた寄付金などを財源に、県内の環境保全団体に助成し、環境保全活動が活性化すること目的に平成27年度から実施しています。

今年度は、ボランティア枠1団体、チャレンジ枠2団体に対し助成しています。

※ボランティア枠

地域における無報酬の環境保全活動の維持等に対する助成

※チャレンジ枠

経営計画に基づいた自立運営を目指す活動に対する助成

助成を受けた団体の活動紹介

・ボランティア枠

①めだかの学校塾（越前町）

同団体は、山里の休耕田や荒廃した田畑の再利用により、生き物の再生を目指して活動している団体です。

今年度は、未就学児の野菜収穫体験や自然観察に加え、子ども達とシイタケを栽培するなど活動内容を広げています。



②（一社）日本サーフィン連盟福井支部（坂井市）

同支部は嶺北を中心とするサーフポイント周辺で、ビーチクリーンや環境美化活動を行い、清掃活動を若い世代に拡大することを目的に活動しています。

清掃活動にサーフィン体験や漂着物を使ったクラフト教室を組み合わせるなど、楽しみながら参加できる工夫をしています。

・チャレンジ枠

①坂口地区うららの町づくり振興会（越前市）

同会には、平成28年度から資金助成を行っていただきます。今年度は助成期間最終年度であるため、自立運営にむけた活動をしています。

内容は、坂口小学校の裏山（ハッピー山）や矢良巢岳の登山道を、プラ擬木を使って整備し、イベントを開催することで地区内外の方に散策を楽しんでもらっています。



ご寄附について

環境ふくい未来創造事業は、皆様からの寄付金により実施しています。県内の環境保全活動の活性化のため、より一層のご支援をお願いします。

ご寄付
ありがとうございました

株式会社華（リカーワールド華）様
KDDI株式会社様
福井信用金庫様
福井青果株式会社様

（50音順）

ふくいこまねじゅ環境学び舎

当協議会では環境保全活動の活性化のため、企業や環境保全団体向けのワークショップの開催など、団体支援、研修などを実施しています。

環境福井スタイルセミナー

環境福井スタイルとは、環境保全団体が情報共有とスキルアップにより、安定した収入や適切な助成を得ながら、企業とも協働して活動していくことの総称です。

昨今、平成30年2月の大雪や日本国内で発生する集中豪雨など、気候変動に対する関心が高まっています。それをうけ、平成30年11月8日、アオッサにおいて気象予報士の二村千津子氏を迎え「2100年の天気予報」と題して異常気象と地球温暖化について講演いただき、44名が参加しました。

環境省が提供する「2100年の天気予報」のツールを使って、未来の福井県における天気予報や世界



で起きている異常気象についてわかりやすくお話していただきました。地球温暖化に対し、何も対策をしていない場合と対策をとった場合では温暖化の進むスピードが明らかに異なることを映像でみた参加者から、驚きの声が上がりました。

協議会においても、地球温暖化防止に取り組む「LOVE・アース・ふくい」事業に取り組んでいます。県民の皆さまもぜひ参加してしてください。

50の自然体験マップ

県内の子ども達のバランスのよい自然体験（山・川・海・湖など幅広い場所における自然体験）を進めるため、平成27年度に冊子「ふくいっ子に体験してほしい50の自然体験」を発行しました。



冊子は、50の自然体験を、体験してほしい学年別に紹介しています。毎年度、県内の全ての小学1年生に配布していますが、書いてある自然体験がどこでできるのか知りたいとの御意見がありました。

それに応えるため、協議会のホームページを改修し、自然体験ができる施設を検索できるページを追加しました。

ホームページには、市町の施設を中心に56施設を紹介しています。

施設名、体験できる内容、HPアドレス、電話番号、住所などが分かります。今後、年に一回のペースで内容を更新していく予定です。

冊子を読んで、体験したいことが見つかったらぜひ現地に足を運んで親子で体験してください。

冊子は協議会のホームページからダウンロードすることもできます。

http://www.kankyofukui.jp/110_nature_experience/index.html



ものを大切にする社会づくり事業

当協議会では、福井県環境基本計画に掲げた「ものを大切にする社会づくり」を進めるため、リユースイベントの開催・リユースイベント実施団体への支援を行っています。

総合的なリユースイベントの開催

平成30年11月に、福井駅西口のハピテラスで、古本市、おもちゃ病院、まちの修理屋さんによるお手入れ講座、雑がみ回収を同時に行う総合的なリユースイベントとして「わくわくもったいないフェスタ2018」を開催しました。当日は、学生や家族連れ等約1,500名の方にご来場いただき、「ものを大切にする社会」のさらなる定着を図ることができました。



わくわくもったいないフェスタ2018



古本市

県庁1階ロビーや、福井駅西口地下駐車場等に設置したボックスを通じて回収した古本を、アオッサ等での「まごころ古本市」で販売し、その売り上げを県内の環境保全団体の支援等に活用しています。有人販売に加えてより多くの方にご利用いただけるよう、福井県生活学習館、鯖江市嚮陽会館、福井県陶芸館で古本の無人販売も行っています。平成30年6月、10月には福井市総合ボランティアセンターでも無人販売を行いました。

また、古本市を開催する団体に対し、古本の提供や備品の購入補助の支援も行っており、支援を受けた民間団体は、県内の環境フェア、各地区のお祭り等で古本市を行って頂きます。平成30年度は、支援を受けた4団体が古本市を開催しました。



アオッサでの古本市

理を行っています。現在県内8か所でおもちゃ病院が活動しています。各病院の活動日、活動場所等は県のホームページに掲載しています。



福井県おもちゃ病院

子育て用品リユース市

各地域で子育て用品のリユース活動を活性化させるため、子育て用品リユース市を実施する団体に対し、開催に必要な備品の購入補助の支援を行っています。

平成30年度は、支援を受けた1団体が子育て用品リユース市を開催しました。

今後も「ものを大切に社会づくりを進めるため、団体への支援を行います。」



子育て用品リユース市

おもちゃ病院

おもちゃの修理を通して、子どもたちにものを大切にする気持ちを伝えるため、おもちゃの修理を行うボランティア「おもちゃドクター」の養成講座を開催しています。

平成23年度からこれまでに、延べ390人が受講しました。養成講座を受講した「おもちゃドクター」のうち希望者は、「おもちゃ病院」でおもちゃの修

環境マネジメント推進事業

企業見学会（環境マネジメント）

環境マネジメントシステムに関する事業として、当協議会企業会員19社、27名の参加のもと、平成30年10月19日（金）に環境保全に積極的に取り組んでいる県外の先進企業の見学会を実施しました。

麒麟麦酒株式会社 滋賀工場

最初に訪れたのは、滋賀県犬上郡にある麒麟麦酒株式会社滋賀工場です。滋賀工場は、「平成29年度滋賀県低炭素社会づくり賞（事業者行動計画書制度部門）」を受賞されています。

ここでは、「滋賀県低炭素社会づくり賞」を受賞した取り組みとして、四半期ごとの省エネ委員会で見直しを図った製造部門ごとの洗浄方法や排水処理設備の改良による温室効果ガスの削減、照明設備のLED化による電力の省エネについて説明を受けました。またエア漏れを可視化する機器を用いた従業員の定期的なパトロール方法も学びました。



麒麟麦酒株式会社滋賀工場での説明

オザワ織工株式会社

次に訪れたのは、愛知県一宮市にあるオザワ織工株式会社です。こちらの会社は、主に染色を行っている会社で「平成29年度省エネ大賞事例部門経済産業大臣賞」を受賞されています。

ここでは、独創的なアイデアによる省エネ活動について説明を受けた後で、実際の設備を見学させていただきました。具体的には、染色液下部にダミープ管を設置することによる、染色液・燃料の削減方法等を学びました。

見学を受け入れていただいたどちらの工場でも、興味深い内容の省エネの取り組みを実践しており、見学後は活発な質疑応答が行われるなど、充実した見学会となりました。



オザワ織工株式会社での工場見学

環境マネジメントセミナー

平成31年2月5日（火）に、会員企業の環境マネジメントシステムの資質向上につなげていただくため、福井県国際交流会館において、「環境マネジメントセミナー」を開催し、61名の参加がありました。まず、金沢工業大学の北川達也様に「SDGsの概要と取組事例」と題してご講演いただきました。

次に、「テラオライテック株式会社の寺尾忍様に「SDGs事例発表」と題してご講演いただきました。続いて、清川メッキ工業株式会社の武内加寿也様に「自由なる創意による継続的改善活動〜Iビジョン省エネの取組み〜」と題してご講演いただきました。県からは環境法令の最近の動向について説明を行い、一般社団法人ふくいエネルギーマネジメント協会から、省エネ診断についてご紹介いただきました。



SATOYAMA イニシアティブ推進ネットワーク

平成25年9月に福井県で開催されたSATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ（IPSI）第4回定例会合を契機に、福井県と石川県の両知事が代表を務め、国内の民間企業、NPO・NGO、研究機関、行政機関等の組織が参画する「SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク」が設立されました。

当ネットワークは、国内における多様な主体がその垣根を越え、様々な交流・連携・情報交換等を図るためのプラットフォームを構築し、SATOYAMAにおける生物多様性の保全・利用の取組みを国民的取り組みへ展開することを目的としています。現在115の団体が参加し、自然再生の先進地の視察や、里山里海湖の保全・再生活動にかかるシンポジウムの開催、環境関連の展示会での活動PRなどを行っています。

平成30年度の活動紹介

(1) IPSI第7回定例会合

公開フォーラムでの事例紹介

平成30年9月30日に石川県金沢市で開催されたIPSI第7回定例会合公開フォーラム「SATOYAMAイニシアティブの生物多様性愛知目標及び持続可能な開発（SDGs）への貢献」へ参加しました。世界各国のIPSIメンバーおよび日本国内の関係者およそ110名が参加し、SATOYAMAイニシアティブが生物多様性に関する国際的な目標である愛知目標とSDGsにどのように貢献してきたか

を考えました。公開フォーラムにおいて当ネットワークは日本国内の事例紹介として、参加団体の里山里海湖の保全に関する取り組みや、当ネットワークの会合をきっかけとして設立された「生物多様性びわ湖ネットワーク」の活動を紹介しました。

(2) エクスカーションの開催

平成30年10月1日に、ネットワーク参加団体である小松市（石川県）において、エクスカーションを開催しました。参加者は小松市にある里山自然学校こまつ滝ヶ原、トンボの楽園、日用苔の里、里山健康学校せせらぎの里などを訪れ、伝統的な石切文化、休耕田でのビオトープ整備、集落に生育する豊富な苔などの地域資源の保全活動、地域資源を地域活性化に活かす活動について、説明を受けました。



エクスカーション



公開フォーラム

(3) 環境展示会での活動PR

平成30年12月5日～8日に東京国際展示場で開催された環境展示会エコプロ2018に「取り戻そうSATOYAMAの生きものたち」をテーマに出展しました。5回目の出展となる今回は、里山里海湖に生息する生きもの塗り絵ワークショップを開催し、身近で多様な里山里海湖にいた生きものが絶滅の危機に瀕している現状とその原因、生きものの保全のためにできることを参加団体の取組を紹介しながら説明しました。



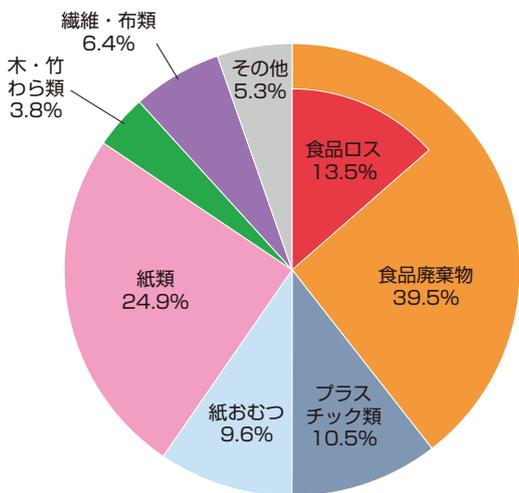
エコプロ2018

県事業のお知らせ

「おいしいふくい食べきり運動」の新たな展開

賞味期限切れ、消費期限切れ、食べ残しといった、本来食べられたはずのいわゆる「食品ロス」は、日本国内で年間646万トンにも上ります。

平成29年度に県内7地域で食品ロス実態調査を実施した結果、「可燃ごみに占める食品廃棄物の割合は39.5%、うち食品ロスの割合は13.5%でした。



平成29年度食品ロス実態調査結果 (福井県全体)

福井県では「おいしい食べきり」発祥県として、平成18年度から全国に先駆けて、おいしい食材を使っておいしい料理を適量作って食べきる運動「おいしいふくい食べきり運動」を展開し、食品ロスの削減を推進しています。

おいしい食べきり実践企業登録

これまでは、おいしい食べきり協力店などを提供する側からの運動を中心に行ってきました。平成30年7月から、新たに注文する側からの取り組みを進めようと、「おいしいふくい食べきり実践企業」の登録制度を設けました。

「おいしいふくい食べきり実践企業」は、「おいしいふくい食べきり運動」に賛同するとともに、「食べきりオーダーシート」を用いて、男女比や年代、料理の分量の要望をお店に伝え、適量注文でおいしく食べきる宴会を実践する企業です。平成31年2月末現在、94事業所が登録し、おいしい食べきりに努めています。



オーダーシートの使い方(動画)

食べきり実践企業 🔍

「福井しあわせ元気」国体・障スポでの啓発

また、「福井しあわせ元気」国体・障スポの開催期間（9月～10月）を「おいしいふくい食べきり運動」の徹底期間として、食べきり協力店、「ふくい、幸サーチ」登録店、大会参加者宿泊施設、おもてなし広場、県内コンビニエンスストアなど、食に関わる場所に「おいしいふくい食べきり運動」のポスター

やちらしを掲示し、県内外に運動を周知しました。



国体・障スポ期間の啓発ポスター・ちらし

全国ネットワーク協議会での活動

平成28年10月に、本県が全国に呼びかけ、食品ロス削減に取り組む自治体間のネットワーク「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」が設立しました。設立後も参加自治体は着実に増え、平成31年2月末現在、47都道府県、339市区町村が参加しています。

平成30年8月には、福井市において協議会の参加自治体が「おいしいふくい食べきり運動」の活動内容を学ぶ「食べきり塾」を開催し、全国から32自治体が参加しました。

12月から1月の宴会の多い時期に、宴会5箇条など、おいしく食べきることを呼びかける「全国共同キャンペーン」を全国27道府県、90市区町で実施しました。「おいしく残さず食べきろう」を共通のキャッチフレーズとし、各自治体でポスターやちらしを企業や飲食店に配布して啓発を行いました。

3Rの促進

よく見れば資源は「いっぱい」！

3R
Reduce (リデュース)
Reuse (リユース)
Recycle (リサイクル)

県では、3つのRに取り組んでおり、そのうち、「雑がみ」を分別して「燃やせるごみ」を減らし（Reduce（リデュース））、回収して資源化する（Recycle（リサイクル））取組みを進めています。

家庭から出る燃やせるごみのうち紙ごみは約25%であり、そのうちリサイクルできる紙が68%と多くを占めています。

つまり、家庭にはたくさんの紙資源があるにもかかわらず、「ごみ」として燃やされてしまっているのです。

包装紙や封筒などの捨てられてしまっている「雑がみ」を分別して、リサイクルし、「資源」として再利用しましょう。

雑がみ回収袋の配布

家庭での雑がみ回収を容易にし、雑がみ分別を実践するため、県内の小学生に雑がみ回収袋を配布しました。



可燃ごみに混在する紙資源

① 雑がみを分別する

紙の箱、包装紙、紙の芯、メモ用紙などの主なものを分別してみましょう。



② 収集する

雑がみ回収袋（収集用の紙袋）を用意して分別収集してみましょう。



③ 雑がみを出す

紙袋に入れて紙ひもでとじる、まとめて紙ひもで縛るなどして、お住まいの市町の回収方法に合わせて出しましょう。

※お近くの資源回収ステーションは、県のホームページで確認できます。



近くの回収場所が一目でわかるリサイクルマップを活用しよう！！



ごみ分別区分ラベルの作成

各市町の国体・障スポの会場で、ごみの分別徹底を行い、ごみ分別意識の定着を図る目的で、絵図記号（ピクトグラム）を貼付したごみ箱を設置しました。ごみの分別区分は8種類（ダンボール、雑がみ、ペットボトル、燃焼プラスチック、パットボトル、容器包装プラスチック、アルミ缶/スチール缶、びん、可燃ごみ、不燃ごみ）とし、視覚的にごみ分別を周知しました。



ごみ分別区分8種類

「まちの修理屋さん」知っていますか？

修理してものを長く使うこと（Reuse（リユース））は大切なことです。県では、壊れた時計や家具等の修理を請け負う「まちの修理屋さん」をホームページで紹介しています。

修理店舗の情報や修理事例、日常生活で活かせる、長持ちさせるためのお手入れのコツも紹介しています。自分にぴったりの修理屋さんを探してみてください。



お手入れ講座の様子

ふくい まちの修理屋さん

お問い合わせ先

福井県安全環境部循環社会推進課

0776-20-0317

「コウノトリ」の繁殖・放鳥事業

県では国の特別天然記念物のコウノトリを自然再生のシンボルとして、平成23年12月から、兵庫県立コウノトリの郷公園との共同研究として、同公園からつがいのコウノトリ「ふつくん」「さつちゃん」を借り受け、越前市白山地区において飼育・繁殖を行っています。また、平成27年度からは、生まれたヒナを野外へ放鳥し、コウノトリが舞う豊かな自然環境の保全・再生を進めています。

平成30年度のコウノトリの繁殖・放鳥

平成30年5月に、県が飼育・繁殖事業を開始してから初めて、有精卵からヒナが誕生。県内の全小中学生から3羽のヒナの愛称を募集した結果、「こころちゃん（雌）」、「りゅうくん（雄）」、「ひかりちゃん（雌）」と命名、9月17日、越前市湯谷町で放鳥しました。平成27年からこれまで9羽を放鳥しました。



今年誕生した幼鳥
(左「こころちゃん」、中央「りゅうくん」
右「ひかりちゃん」)



放鳥の様子(H30.9.17 越前市湯谷町)

各地からのお便りと地域交流

県が放鳥したコウノトリには、GPS発信機が装着され、これまで、全国36の都府県へ飛来していることが分かっています。(位置情報は県自然環境課のホームページで公開) また、放鳥コウノトリの写真や元気な様子のお便りが全国から届いており、「げんきくん」は島根県雲南市で環境教育アドバイザーに就任、「かけるくん」は、和歌山県有田川町で特別住民票を交付されたりするなど特別な存在として地域住民から歓迎され見守られています。

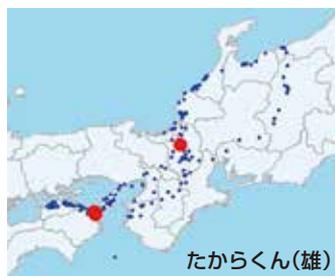
越前市白山・坂口地区では、県が放鳥したコウノトリの飛来を契機に自然再生活動が始まった地域との交流や、コウノトリをシンボルとした自然再生に取り組み県内外の小学校の受け入れなど、コウノトリの縁でつながった交流や環境学習が進んでいます。



豊岡市の小学生の環境学習受け入れ(越前市)



和歌山県有田川町で交付された「かけるくん」の特別住民票(H30.11.12)



福井県で放鳥したコウノトリの滞在地(放鳥日~H31.1.10現在)(県自然環境課ホームページで公開中)
●はGPSで位置を記録した点、●は30日以上滞在了した市町村(韓国では行政区)の位置 ※さきちゃん(雌)は死亡

福井県年縞博物館が オープン

名勝三方五湖の一つ水月湖の湖底には、7万年分の泥が作る縞模様様の層が堆積しています。この縞々（ねんこう）は「年縞」と呼ばれ、木の年輪のように1年に1層ずつ規則的に刻まれ、過去の気候変動や自然災害の履歴を知り手掛かりを記録しています。

これだけ連続した年縞は世界でも水月湖だけであり、出土する化石や文化財の年代決定にも重要な役割を果たし、「世界標準のものさし」として世界から認められ、中学一年の教科書等でも紹介されています。

この福井県の宝である水月湖年縞を環境教育や観光に活かすため、平成30年9月15日に世界初の「年縞」博物館が、三方五湖のほとり、若狭町鳥浜にオープンしました。



開館記念式典(テープカット)



年縞博物館外観

福井の宝 水月湖「年縞」からわかること

年縞は、1年に1層ずつ規則的に積み重なっていることから、これに含まれる木の葉や花粉、火山灰、黄砂などを分析することにより、過去の気温や水温、気候などの変化を年単位で復元することができます。

また、年縞に含まれる約800点にのぼる葉化石の炭素14の量を測定することで、その葉が落ちた年代の炭素14の量を正確に知ることができました。このため、放射性炭素年代測定法で測定した化石や文化財の年代を補正する精度を飛躍的に向上させています。



水月湖の年縞(一部)

年縞博物館に行ってみよう！

博物館では、まず、筒状のシアターに映し出されたバーチャル映像で、年縞の概要をわかりやすく紹介します。そして、2階に上がると、最大の目玉、45m・7万年分の水月湖年縞の実物がステンドグラスにして展示されています。

また、水月湖年縞が生まれた仕組みや年縞からわかる水月湖周辺の過去の風景の移り変わりを映像を使って紹介しています。このほか、年縞と放射性

炭素年代測定法との関係を理解してもらおう体験コーナーなどもあります。さらに、水月湖年縞の歴史である過去7万年間の人類や古生物の歴史についても紹介しており、常駐案内員の解説を聞き、楽しみながら学べる施設となっています。

博物館が立地している縄文ロマンパーク内には、鳥浜貝塚の出土品など、縄文文化に触れることができる若狭三方縄文博物館や、福井県立三方青年の家も立地しており、このエリアは、複合的な教育拠点となっています。

【開館時間】 9時～17時（入館は16時半）
【休館日】 火曜日、年末年始



水月湖年縞の実物展示



年縞博物館内観



里山里海湖研究所の活動

地域と企業が共働して里山の整備を開始
 ～元気なふるさとを里山整備事業～

里山里海湖研究所では、過疎化や高齢化により整備が行き届かなくなった里山の再生を図るため、平成30年度から、地域住民以外の企業、学生等の参加および協力を得て保全・整備活動を行うとする住民団体の活動に対して、作業に必要な資機材の貸出し、専門家の派遣等により支援しています。

身近な森での展望台、登山道の整備（案内看板の製作、設置等）やピオトープ、里山公園、広場の整備等により、地域住民等が集える場所として里山の利用が図られ、地域の活性化につながっています。



若狭町脇袋地区 膳部山での作業
 (アイシン・エイ・ダブリュ工業株式会社が作業に参加)

三方五湖自然観察棟 リニューアル

里山里海湖研究所の事務部門、研究部門は平成30年度に福井県年縞博物館内へ移転しました。これに伴い、旧研究所の建物をリニューアルし、三方五湖自然観察棟として、これまで以上に周辺の豊かな自然に親しむことができるようになりました。

1 自然観察棟では、次のような体験ができます。

1 野鳥や生きものたちの観察

春夏秋冬、多様な種に出会うことができます。三方湖やハス川の魚も水槽に展示しています。冬は渡り鳥がたくさんやってきます。絶好の野鳥スポットである三方湖で、望遠鏡や双眼鏡を使って鳥の生活を観察してみよう。



冬の三方五湖は野鳥の宝庫



高性能望遠鏡を使って間近で観察

2 自然素材を使った工作体験

ドングリや松ぼっくり、木のコースターなどで、工作ができます。簡単コース（どングリアート等）、じっくりコース（松ぼっくり恐竜・クマさん等）があります。（簡単コースの7名以上、じっくりコースの場合は事前予約要、両コースとも10時～12時、13時～16時まで）

3 三方湖畔生きもの観察ツアー（事前予約要）

野鳥や植物、昆虫について、里山里海湖相談員のガイドを聞きながら実際に三方湖畔を散策します。

【所要時間】 60分

【費用】 保険料50円/人

4 その他

学校など、団体で自然観察・体験もできます。内容はご相談ください。その他、里山里海湖研究所で研究している内容を学ぶコーナーがあります。冬には薪ストーブに薪をくべる体験もできます。

三方五湖自然観察棟（入館無料）

【開館時間】 午前9時30分～午後4時30分

【休館日】 毎週火曜日（祝日の場合は翌平日）、
 年末年始



観察棟内部の様子

スポーツGOMI拾い大会

福井県では、「福井しあわせ元気」国体・障スポに向けた県民運動として、平成26年度より「スポーツGOMI拾い大会」を開催してきました。

「スポーツGOMI拾い大会」は、チームで力を合わせ、制限時間内に決められたエリア内でごみを拾い、その質と量をポイントで競い合う、子どもから大人まで年齢を問わず参加できる地球に最も優しい競技です。

スポーツGOMI拾い大会 決勝戦

平成30年6月24日（日）、国体・障スポ1000日前イベントとして、県内各地区予選会を勝ち抜いたチームによる決勝戦を、国体・障スポの開閉会式会場となる福井運動公園で開催しました。

また、併せて一般募集で集まった参加者による大会も同時開催し、総勢53チーム、226人による過最大規模の大会となりました。

開会式には、はぴりゅうやはなりゅうなど、5兄弟が応援に駆け付けました。



選手宣誓の様子



ごみ拾いの様子

スポーツGOMI拾い大会 決勝戦 結果

決勝戦は29年度の予選会を勝ち抜いた15チームが福井県ナンバー1を目指し、競技に臨みました。

一般大会では38チームに参加いただき、特に家族や小中学校、高校の友だち同士での参加が多く、非常に活気のある大会となりました。

なお、大会当日はオリジナル記念タオルを配布し、参加者が同じタオルを身に着けて、競技に参加しました。

また、大会運営のボランティアには8名の女子高生の参加もあり、円滑に進行を進めることができました。

スポーツGOMI拾い大会を通して

平成26年度からスポーツGOMI拾い大会を開催し、5年間で、計461チーム、延べ2,032人の方に大会に参加して頂きました。大会への参加をきっかけとして、今後、多くの方に環境美化活動に参加してほしいと思います。

ご協賛ありがとうございました

一般社団法人福井県トラック協会様には、景品や参加賞の軍手をご提供いただきました。また、毎年各大会において支部や部会などによるチームを結成し、大会を大いに盛り上げてくれました。

ふくふくねねの音風景

音風景とは、音は風景に欠かせないものとして一体的に捉える考え方です。

県では、音を通じて楽しみながら身近な環境について考える機会を持っていただくため、平成26年度から「ふくいふるさと音風景ホームページ」を開設し、県内で投稿された音風景を紹介しています。

平成29年度には、特に未来に残していきたい音風景50選を選定しました。平成30年度は、50選の周知のため、50選をテーマとした写真コンテストを開催しました。415枚の応募があり、優秀作品を選定しました。

《入賞作品（自然分野）》

【優秀賞】



テーマ：中池見湿地



テーマ：雪

【福井カメラ商組合賞】



テーマ：六呂師高原

入賞作品（11作品）は、今後、県内各地で巡回展示を行いますので、ぜひご覧ください。

環境ふくい推進協議会会長表彰 受賞者一覧

環境ふくい推進協議会では、環境保全活動のより一層の推進を図ることを目的として、地道に環境保全活動に努められ、その活動が賞賛に値する個人・団体・学校・企業を表彰しています。平成30年度の受賞者は次のとおりです。

部門	氏名(市町)	功績概要
個人	鈴木 早苗 (鯖江市)	福井県地球温暖化防止活動推進員(アースサポーター)として温暖化防止の出前授業の実施や、子どもを対象にしたネイチャーゲームなどの活動を実施し、地域の環境教育を推進しています。
	野村みゆき (越前市)	越前市エコビレッジ交流センターの指導員として、長年にわたり環境学習講座や白山・坂口地区でビオトープの整備と維持管理に取り組むなど環境保全や環境教育を推進しています。
団体	入谷町 (越前市)	地域全体で長年にわたり、地区の清掃活動や沿道の看板整備などを行い、積極的に環境美化に取り組んでいます。
	大野市消費者グループ 連絡協議会 (大野市)	学校や自宅から出た生ごみを堆肥化し、野菜作りに活用し、育てた野菜を市内の中学校の給食に食材として提供するなど、資源循環型のまちづくりに貢献しています。
	福井県連合婦人会 (福井市)	食品ロス削減のために、「おいしいふくい食べきり運動」の啓発を県と共同で実施し、食べきり推進員を中心とした地域での食べきり運動啓発活動や食べきり協力店への働きかけ等を推進しています。
	特定非営利活動法人 WACおばま (小浜市)	小浜市上根来地区や若狭町熊川地区において市民による治山活動や里山の宿泊体験事業を実施するなど、地域の環境保全および環境教育を推進しています。
学校	永平寺町吉野小学校 (永平寺町)	ホタルの生態についての学習、ホタル保護のための看板製作や、荒川での生き物調査活動を毎年実施するなど地域の環境保全に貢献しています。
	敦賀市立松原小学校 (敦賀市)	「気比の松原」において、清掃や松葉かきなどの環境保全活動に取り組むとともに、松原の歴史や植生遷移の仕組みなどを各種学習に取り入れ環境教育を推進しています。
	福井県立福井特別支援学校 (福井市)	児童・生徒が校内のビオトープで生物観察・水質管理を行っている他、花の栽培や苗植えを通して地域住民との交流を深めるなど、学校全体で環境教育や地域の環境美化を推進しています。
企業	株式会社 福井村田製作所 (越前市)	小学校において、地球温暖化や3Rなどの環境問題について、クイズを用いた分かりやすい出前授業を実施するなど環境教育を推進しています。

私たちの活動紹介

環境教育・学習推進活動

株式会社福井村田製作所

弊社では社会貢献活動の一環として、2006年から小学校を対象とした環境学習（出前授業）を行っています。

当初、弊社工場が立地している越前市・越前町から始めましたが、現在は範囲を拡げ、福井市、敦賀市等の小学校も加わり、過去3年では47校、約2,100人の児童と授業を行いました。

環境学習の内容は、クイズ形式で地球温暖化や3R（廃棄物問題や資源循環等）について、身近なところから環境問題にアプローチできるように独自の資料を用いて小学生が理解しやすいような内容とし、3Rにおいては、小学校授業の復習的な位置づけとしても利用していただいています。

授業後に先生や児童からいただいた意見や感想を当活動に活かし、引き続き環境に対する意識向上の取り組みを進めていきます。



循環型社会を目指して

大野市消費者グループ連絡協議会

大野市消費者グループ連絡協議会は、消費者相互の連絡を密にし、統一的な行動によって、消費者の意識を高め、消費生活の向上を図ることを目的として、昭和53年2月に設立しました。

◆ 生ごみから堆肥を生成

同協議会では、新たに生ごみを減らす方法や資源として再活用する方法について注目し、平成22年度から生ごみ減量に取り組んでいる企業等を視察し、翌年、会員や市民の有志でつくる「生ごみ減らし隊」を結成しました。その後、市の協力を経て生ごみ処理機を市内の中学校に設置し、当番制で生ごみを投入したり、学校給食の調理くずを投入したりして生ごみの減量に努めました。現在では、生ごみ処理機からできた生成物にもみ殻や米ぬか、油粕などを混ぜて堆肥を作り、その堆肥を利用して各隊員たちは毎年じゃがいもや玉ねぎなどの野菜を作っています。

毎年、秋頃に生ごみ処理機を設置している中学校にお礼も兼ねて、堆肥で作った野菜を納品し、学校給食に利用してもらっています。

◆ 新たな取り組み

平成29年度からは、堆肥を利用して保育園の園児と一緒に野菜づくりを行うようになったほか、この活動を知ってもらうため、市内で開催されるイベントなどで広く市民に周知をしたり、堆肥を配布したりしています。

循環型社会を目指して、一人ひとりができることを今後も取り組んでまいります。



生ごみ処理機に生ごみを投入



イベント会場にて活動内容をPR



堆肥を利用して隊員たちが作った野菜を中学校に贈呈

主な環境関連法令の改正情報 (H30.2.～H31.1.) 法令チェックなどにご利用ください。

大気	<ul style="list-style-type: none">■ ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準についての一部を改正する件 (平成30年環境省告示第100号) 概要 ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について (平成9年環境庁告示第4号) が改正され、トリクロロエチレンの大気汚染に係る環境基準が「1年平均値0.2mg/m³以下」から「1年平均値0.13mg/m³」に改められた。 (注) 環境基準は、具体的に事業者に規制を課すものではない。 公布 平成30年11月19日 施行 公布の日 (平成30年11月19日)
水質	<ul style="list-style-type: none">■ 排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令 (平成30年環境省令第9号) 概要 排水基準を定める省令の一部を改正する省令 (平成24年環境省令第15号) が改正され、「1,4-ジオキサン」に係る暫定排水基準が適用されている2業種について、暫定排水基準が「6mg/L」から「3mg/L」に強化され、さらに3年間適用が延長された。 公布 平成30年4月10日 施行 平成30年5月25日
土壌	<ul style="list-style-type: none">■ 土壌汚染に係る環境基準についての一部を改正する件 (平成30年環境省告示第77号) 概要 土壌汚染に係る環境基準について (平成3年環境庁告示第46号) が改正され、「シス-1,2-ジクロロエチレン」が「1,2-ジクロロエチレン」に改められた。(注) 環境基準は、具体的に事業者に規制を課すものではない。 公布 平成30年9月18日 施行 平成31年4月1日■ 土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令 (平成30年政令第283号) 概要 土壌汚染対策法施行令 (平成14年政令第336号) が改正され、特定有害物質の「トランス-1,2-ジクロロエチレン」が「1,2-ジクロロエチレン」に改められるとともに、国等が行う汚染土壌の処理の特例の適用に関する読替えが規定された。 公布 平成30年9月28日 施行 土壌汚染対策法の一部を改正する法律 (平成29年法律第33号) の施行の日 (平成31年4月1日)■ 土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令 (平成31年環境省令第3号)<ul style="list-style-type: none">・ 汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令 (平成31年環境省令第4号)・ 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令 (平成31年環境省令第5号)概要 土壌汚染対策法の一部を改正する法律 (平成29年法律第33号) の施行に伴い、土壌汚染対策法施行規則 (平成14年環境省令第29号)、汚染土壌処理業に関する省令 (平成21年環境省令第10号) および土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令 (平成14年環境省令第23号) が改正され、土壌汚染状況調査および区域指定、要措置区域等における対策および汚染土壌処理施設における処理ならびに指定調査機関等に係る事項について、省令で定めることとされているものが規定された。 公布 平成31年1月28日 施行 土壌汚染対策法の一部を改正する法律の施行の日 (平成31年4月1日)■ 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が要措置区域内の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準を定める件 (平成31年環境省告示第5号)<ul style="list-style-type: none">・ 要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合における当該土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法を定める件 (平成31年環境省告示第6号)・ 自然由来等土壌構造物利用施設に係る事業場からの自然由来等土壌に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による新たな地下水汚染を防止するための措置を定める件 (平成31年環境省告示第7号)・ 浄化等処理施設において浄化又は溶融が行われた汚染土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法を定める件 (平成31年環境省告示第8号)概要 土壌汚染対策法の一部を改正する法律 (平成29年法律第33号) の施行に伴い、改正後の土壌汚染対策法施行規則 (平成14年環境省令第29号) および汚染土壌処理業に関する省令 (平成21年環境省令第10号) において、環境大臣が定めることとされている事項が規定された。 また、土壌汚染対策法施行規則第43条第2号の規定に基づく環境大臣が定める要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外となる行為の施行方法の基準 (平成23年環境省告示第53号) が廃止された。 公布 平成31年1月29日 施行 平成31年4月1日
化学物質	<ul style="list-style-type: none">■ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令 (平成30年政令第35号) 概要 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令 (昭和49年政令第202号) が改正され、次の事項が定められた。<ol style="list-style-type: none">新規化学物質の審査特例制度における国内総量上限の数量の設定ポリ塩化直鎖パラフィンおよび1,1'-オキシビス (2,3,4,5,6-ペンタプロモベンゼン) (別名デカプロモジフェニルエーテル) について、<ol style="list-style-type: none">① 第一種特定化学物質に追加指定② 使用した製品を輸入禁止製品に追加PFOS又はその塩について、<ol style="list-style-type: none">① 使用が認められている用途から除外② 使用した製品を輸入禁止製品に追加③ 使用した製品を原則として技術基準適合義務等の対象から除外公布 平成30年2月21日 施行 上記 2 ①および 3 : 平成30年4月1日、2 ② : 平成30年10月1日、1 : 平成31年1月1日
廃棄物	<ul style="list-style-type: none">■ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (平成30年環境省令第1号) 概要 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (昭和46年厚生省令第35号) が改正され、再生利用の用に供する施設の軽微な変更届出、一般廃棄物の広域的処理の認定事業者に係る変更届出および一般廃棄物の無害化処理の認定事業者に係る変更届出において、登記事項証明書を添付する場合の提出期限が「10日以内」から「30日以内」に改められるとともに、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業および特別管理産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力および実績を有する者の基準のうち、公表事項の更新すべき場合および様式が改められた。 公布 平成30年2月2日 施行 公布の日 (平成30年2月2日)

■・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成30年環境省令第2号）

概要 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第61号）の施行に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）および環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成17年環境省令第9号）等が改正され、2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例、有害使用済機器の保管等、産業廃棄物・特別管理産業廃棄物に係る適正処理困難通知および電子マニフェストの一部義務化について、環境省令で定める事項が規定された。

公布 平成30年2月22日

施行 平成30年4月1日（一部、平成31年4月1日、平成32年4月1日）

■・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成30年環境省令第25号）

概要 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）が改正され、水銀使用製品産業廃棄物の対象となる水銀使用製品およびあらかじめ水銀の回収が必要な水銀使用製品が追加されるとともに、廃水銀等を排出する施設が追加された。

公布 平成30年12月3日

施行 公布の日（平成30年12月3日）から起算して三月を経過した日

フロン

■・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第三条第一項第一号から第三号に掲げる事項の一部を改正する告示（平成30年経済産業省・環境省告示第9号）

概要 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第三条第一項第一号から第三号に掲げる事項（昭和64年環境庁・通商産業省告示第1号）が改正され、ハイドロフルオロカーボンについて期間ごとの生産量および消費量の基準限度が定められた。

公布 平成30年10月24日

施行 公布の日（平成30年10月24日）

地球温暖化
・エネルギー

■・気候変動適応法（平成30年法律第50号）

概要 政府による気候変動適応計画の策定、環境大臣による気候変動影響評価の実施、国立研究開発法人国立環境研究所による気候変動への適応を推進するための業務の実施および地域気候変動適応センターによる気候変動への適応に関する情報の収集・提供等の措置が定められた。
事業者の努力として、「自らの事業活動を円滑に実施するため、その事業活動の内容に即した気候変動適応に努めるとともに、国及び地方公共団体の気候変動適応に関する施策に協力するよう努めるものとする。」旨の規定があるが、事業者に具体的な規制を課してはいない。

公布 平成30年6月13日

施行 平成30年12月1日（一部、公布の日（平成30年6月13日））

■・エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第45号）

概要 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）が改正され、複数事業者が連携する省エネルギー取組を認定し、省エネルギー量を事業者間で分配して報告することが認められるとともに、契約等で貨物の輸送方法を決定する事業者を「荷主」として定義が見直され、新たに到着日時等を適切に指示することのできる貨物の荷受側を「準荷主」と位置づけられた。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）が改正され、条項番号の移動等が整理された。

公布 平成30年6月13日

施行 平成30年12月1日（一部、公布の日（平成30年6月13日））

■・海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）

概要 長期にわたり海域を占有する海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するため、基本方針の策定、促進区域の指定、当該区域内の海域の占有等に係る計画の認定制度等が定められた。

公布 平成30年12月7日

施行 公布の日（平成30年12月7日）から起算して4月を超えない範囲内において政令で定める日

労働衛生

■・石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第59号）

概要 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）が改正され、石綿分析用試料等について、製造、輸入、譲渡、提供または使用が禁止されている物質から除外されるとともに、作業主任者の選任、作業環境測定の実施、健康診断の実施が必要となる作業、名称等の表示、名称等の通知および危険性・有害性等の調査を行わなければならない化学物質等に追加された。

また、これに伴い、次の省令が改正され、石綿分析用試料等の要件、製造する場合の許可基準および措置等が定められた。

・石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）

・労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）

・特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）

・作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号）

・女性労働基準規則（昭和61年労働省令第3号）

公布 平成30年4月6日

施行 平成30年6月1日

その他

■・地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令（平成30年政令第304号）

概要 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令（平成7年政令第408号）が改正され、中核市に福井市等が追加された。これにより、次の政令の規定に基づく事務の一部が県から福井市に移譲された。

・大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）第13条第2項

・ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）第8条

・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和46年政令第264号）第14条

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第27条

公布 平成30年10月31日

施行 平成31年4月1日

環境ふくい推進協議会からのお知らせ

●環境ふくい推進協議会のホームページ、facebookをご活用ください！

ホームページでは、環境保全に関するお知らせやイベント情報が検索できます！！自然体験活動や風景などの投稿写真や支援事業の紹介、企業・団体の想いを紹介するページも掲載していますので、こちらもぜひアクセスしてみてください。

ecoイベント申込フォームからは、皆様からの環境に関する情報をホームページにアップでき、情報共有ができるようになっています。イベントの周知や参加者募集、実施後の活動報告としてお使いいただけます。アップした内容は、月2回のメールマガジンにて会員の皆様に配信されます。

環境ふくい推進協議会 

【HP】 <http://www.kankyofukui.jp/kankyofukui/skg/>

【facebook】 <http://www.facebook.com/kanfukyoku>

●環境ふくい推進協議会 会員募集！

環境ふくい推進協議会では、随時会員を募集しています。環境問題に関心のある方、本誌『みんなのかんきょう』を読みたい方、当協議会主催行事等の情報を知りたい方は、ぜひご入会ください。お待ちしております！

<年会費>

個人会員：500円（1口以上何口でも可）

企業会員：10,000円（1口以上何口でも可）

団体会員：無料

<お申し込み・お問い合わせ>

環境ふくい推進協議会事務局（福井県環境政策課内）

TEL：0776-20-0301

環境アドバイザー制度をご活用ください！

当協議会では環境に関する学習会やイベントで、指導者や講師にお困りの方へ環境アドバイザーを派遣しています。環境アドバイザーは、環境問題やリサイクル、省資源・省エネ、自然保護など様々な分野の専門家です。

みなさんの町にも環境アドバイザーを呼んで、環境について学びませんか？どうぞお気軽にご相談ください。

<お申し込み・お問い合わせ>

環境ふくい推進協議会事務局（福井県環境政策課内）

TEL：0776-20-0301

読者の窓

みんなのかんきょう第70号に関するお葉書、お手紙ありがとうございました。今後も、より良い情報誌とするため、みなさまのご意見ご感想をお待ちしております。掲載希望記事等もお寄せください。

協議会や企業のいろいろな取り組みが載せられており、大変楽しく参考になりました。
(敦賀市 Yさん)

ゴミの分別方法が絵で分かりやすく説明してありとても良かったです。(勝山市 Nさん)

編集後記

本年度は「福井しあわせ元気」国体・障スポの開催や年縞博物館の開館など、全国の方に福井県の魅力を知っていただく機会が多くありました。里山里海湖などのふるさと福井の豊かな自然は大きな魅力の一つであるとともに、食・観光・教育など私たちの暮らしを支えてくれる、重要な財産でもあります。

私たちにはこれらの資源を次世代に残していく責務があります。

当協議会では環境保全に努める団体や企業の支援の他にも、「エコチャレふくい」、「リユースイベント」に代表されるように、県民全体の環境に対する意識啓発を行って参りました。

今後も「みんなのかんきょう」を通し、県民のみなさまへ県内の環境に関する情報を発信していきたいと思っております。